

告示第50号

商店街みんなの広場マルマル使用に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

廿日市市長 松本 太郎

商店街みんなの広場マルマル使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街みんなの広場マルマル(以下「広場」という。)の使用に関し、廿日市市行政財産の使用料に関する条例(昭和63年条例第33号)及び廿日市市公有財産管理規則(昭和63年規則第16号。以下「管理規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 商店街みんなの広場マルマル

位置 廿日市市廿日市一丁目1番13号

(使用の申請等)

第3条 広場を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、管理規則第24条第1項の規定に基づき、行政財産使用許可申請書(以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとするときは、その初日をいう。)の3月前から7日前までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 市長は、使用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは使用の許可を決定し、管理規則第24条第3項の規
定に基づき許可書を申請者に交付する。

(使用時間)

第5条 広場の使用時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、
市長が認めたときは、使用時間を変更することができる。

(使用料の額)

第6条 広場の使用料は、3時間ごとに400円とする。

2 使用者は、第3条の広場の使用の許可を受ける際に、使用時間に応じ、
使用料を納付しなければならない。

(関係諸官庁への届出)

第7条 申請者は、広場の使途に応じて、法令に定められた関係諸官庁へ
の届出及び許可申請並びに関係機関への届出を行わなければならない。

2 届出及び許可申請を行う場合は、使用しようとする日までに届出書及
び許可申請書の写しを提出しなければならない。

(使用報告)

第8条 申請者は、広場を使用した日から30日以内に次に掲げる事項を
報告しなければならない。

- (1) 使用日時
- (2) 使用人数または来場者数
- (3) 使用内容
- (4) 使用内容がわかる写真

(遵守事項)

第9条 広場では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の目的に使用してはならない。
- (2) 広場の使用中は必ず許可書を携帯し、市職員が提示を求めたときは
提示しなければならない。
- (3) 公衆の通行の妨げにならないように、必要な措置を講じなければな
らない。

- (4) 使用者は広場を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (5) その他使用に当たっては、市長の指示に従わなければならない。

(禁止行為)

第10条 広場内では、次の行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 広場を毀損し、又は汚損するおそれのある行為
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる行為
- (4) 火災、爆発その他危険を生じるおそれのある行為
- (5) 宗教活動、政治的な活動、悪質商法等に類する行為
- (6) その他広場の管理に支障がある行為

(入場の制限)

第11条 市長は、前2条の規定に違反するおそれのある者若しくはこれらの規定に違反した者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのあるものを携帯する者に対して、広場への立入りを拒否し、又は広場からの退去を命ずることができる。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、広場の使用を終了したとき又は使用の停止を受けたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

第13条 広場を毀損し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広場の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。